2016年９月15日

株主各位

東京都文京区小石川二丁目23番11号
株式会社ＡＷＳホールディングス
代表取締役社長　　青木　正之

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、2016年８月18日開催の取締役会において、2016年10月１日（土曜日）をもって、当社普通株式１株を２株に分割することについて決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2016年９月30日（金曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2016年10月１日（土曜日）をもって、当社定款第６条の発行可能株式総数を現行の4,800,000株から9,600,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以　上

お知らせおよびご注意

１．株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2016年11月中旬にお届先住所にお送り申し上げる予定です。

２．2016年10月１日（土曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。

３．(1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関　　みずほ信託銀行株式会社
連絡先　　〒168-8507　東京都杉並区和泉二丁目８番４号
みずほ信託銀行株式会社　証券代行部
TEL　0120-288-324（フリーダイヤル）